

別表第2 (第6条関係)

指定事業に係る周知説明を要する関係住民

(あ) 指定事業の区分	(い) 関係住民
条例第20条第1号の規定による指定事業 (開発行為)	開発面積が5,000㎡を超えるもの 指定事業予定敷地の隣地境界線から16m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	開発面積が3,000㎡を超え5,000㎡未満のもの 指定事業予定敷地の隣地境界線から8m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
	開発面積が1,000㎡を超え3,000㎡未満のもの 指定事業予定敷地の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者
条例第20条第2号の規定による指定事業(指定工場等)	指定事業予定敷地の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者 (この場合において当該指定事業により環境に影響を受けるおそれのない者は除く。)
条例第20条第3号の規定による指定事業(指定建築物)	指定建築物の壁面からの距離が、指定建築物の最高の高さと同等の距離の範囲内に存する土地及び建築物の所有者並びに占有者(この場合において当該指定事業により環境に影響を受けるおそれのない者は除く。)